

コンプライアンスチーム 事務要領

令和元年 5 月 17 日

コンプライアンスチーム決定

(趣旨)

第1条 コンプライアンスチームの事務に必要な事項は、「コンプライアンスチームの設置について」(平成 31 年 4 月 1 日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。)に定めるもののほか、この事務要領に定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 コンプライアンスチームの会議は、必要に応じ、主査(主査に事故ある場合にあっては、大臣決定 3.(4)に規定する主査の職務を代理する副主査。以下同じ。)が招集する。

2 主査が必要と認める場合であって、かつ、チーム員の全員の同意がある場合には、文書その他の方法により会議を開くことができる。

(コンプライアンスチームの会議等の公開)

第3条 コンプライアンスチームの会議は、非公開とする。ただし、主査が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

2 会議の議事については、議事要旨を作成し、当該会議に参加したチーム員及び支援メンバーの確認を得て公開する。ただし、主査が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

一 会議の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 会議の概要及び結果

五 その他必要な事項

3 会議の配布資料は、非公開とする。ただし、その全部又は一部を公開することが次の各号のいずれにも該当せず、かつ、主査が必要と認める場合には、当該部分を公開とすることができる。

一 個人又は法人の権利若しくは正当な利益又は公共の利益を害するおそれがある場合

二 その他コンプライアンスチームの適正な活動に支障を及ぼすおそれがある場合

(雑則)

第4条 この事務要領に定めるもののほか、コンプライアンスチームの事務に関し必要な事項は、主査がコンプライアンスチームに諮って定める。

附則

この事務要領は、コンプライアンスチームの決定の日から施行する。